別表十(九)
「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

Ⅰ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利益の分配の額の計算	金銭の分配の額	1	円	社債的受益権に係る受益証券の発行をした場合の調整	社債的受益権の元本の当期末残高	17	円
	超過分配額	2			(17) × 5/100	18	
	利益の分配の額 (1)－(2)	3			期首利益積立金額(別表五(一)「31の①」)	19	
分配可能利益の額の	税引前当期純利益金額	4			(18) － (19)	20	
	前期繰越損失の額	5			当期に償還した社債的受益権の元本の額の合計額	21	
	減損損失の額	6			特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額	22	
	(6) × 80又は70/100	7			－ (22)	23	
	差引計 (4)－(5)－(7)	8			算入される 費の額	24	
	(8) (社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8)－(26)) (マイナスの場合は0)	9			(23) － (24) (マイナスの場合は0)	25	
	超過分配額 (2)	10			社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 (20)＋(25)×2	26	
(1)が(13)を超える場合の(3)の額		14					
所得金額合計 (別表四「33の①」)		15					
利益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する金額 ((14)と(15)のうち少ない金額)		16					

「16」欄

特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の３の２第１項」
② 「区分番号」欄：「00398」
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

Ⅱ 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総分配額	27	円	分配可能	税引前当期純利益金額	34	円
	超過分配額	28			期首欠損金の額	35	
	収益の 額	29			減損損失の額	36	
						37	
						38	
(30)が 90/100 を超						39	
所得金額合計 (別表四「33の①」)		32		の計算	超過分配事業年度後に(39)に充てられた金額	40	
収益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する金額 ((31)と(32)のうち少ない金額)		33			分配可能収益の額 (38)＋(39)－(40)	41	

「33」欄

特定投資信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の３の３第１項」
② 「区分番号」欄：「00399」
③ 「適用額」欄：「33」欄の金額

別表十(九) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

法 0301－1009